

美濃加茂市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和8年1月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年2月26日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則  
同 高 井 実 枝

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和8年2月26日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記案件については、次の通りの意見とする。

記

| 課 名 | 内 容  |
|-----|--|
| 土木課 | <p><b>【指摘】</b><br/>ジオ委第1号 リバポの森生き物講座実施委託業務については、以下のとおりである。</p> <p>① 全3回連続講座は、美濃加茂市主催であり、参加費をすべて受託者が収入していることは不適切であり、市が収入すべきである。ただし、受託者が保険料及び材料費の実費を直接参加者から収入することは、差支えない。また、第1回及び第2回を委託業務の対象とするのではなく、全3回連続講座全体を委託契約金額にするべきであり、第3回を委託業務の範囲としない場合は、企画・運営も含めてすべての経費を独立した講座とするべきである。今回の方法で全3回連続講座として位置付けることは、不適切である。</p> <p>② 当該委託業務の経費単価は、予算要求時の査定資料として提出した見積書による経費単価と比較して著しく高価な単価となっている。市の主催するイベント・講座等の費用対効果を客観的に推し量ることは、困難であるが、少なくとも、予算編成時に市財政課が確認した見積書による費用対効果と大きく乖離している。令和8年度以降同様な講座を実施する場合は費用対</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | 効果を充分考慮し、予算配分の範疇であってもむやみに過大な予算執行をすることの無いよう徹底するべきである。 |
|--|--|

以上